

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	富士市 市税その他債権の収滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は市税その他債権の収滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

市税その他債権の収滞納管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和6年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税その他債権の収滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税、その他債権の関連する法律及びこれらの法律に基づく条例に従い、個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税及びその他債権の収滞納事務。 ①徴収困難な市税その他債権の滞納整理。 ②債権の所管課に対する指導助言。 ③静岡地方税滞納整理機構との連絡調整
③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、収納システム、個人住民税システム)、THINK TAX(滞納整理システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、申告支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)収納特定個人情報ファイル (3)滞納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第1 16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富士市 財政部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士市 財政部 収納課 〒 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 Tel0545-55-2914
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士市 財政部 収納課 〒 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 Tel0545-55-2914

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	特記事項	市税のその他債権の収滞納管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	市税その他債権の収滞納管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	記載誤りによる修正
平成30年4月1日	部署	富士市 財政部 債権対策課	富士市 財政部 収納課	事後	機構改革に伴う変更
平成30年4月1日	所属長	債権対策課長 加藤 豊裕	収納課長 原 清浩	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	請求先	富士市 財政部 債権対策課 〒 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 Tel0545-55-2914	富士市 財政部 収納課 〒 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 Tel0545-55-2914	事後	機構改革に伴う変更
平成30年4月1日	連絡先	富士市 財政部 債権対策課 〒 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 Tel0545-55-2914	富士市 財政部 収納課 〒 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 Tel0545-55-2914	事後	機構改革に伴う変更
平成31年1月23日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	収納課長 原 清浩	収納課長	事後	
平成31年1月23日	IV リスク対策		追加	事後	
令和1年7月16日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	MICJET MISALIO(収納システム、宛名システム)	MICJET MISALIO(収納システム、宛名システム、個人住民税システム)	事前	
令和1年7月16日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称		申告支援システム	事前	
令和2年12月25日	II 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事前	
令和2年12月25日	IV リスク対策	8.監査「 」外部監査	8.監査「○」外部監査	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	固定資産税、軽自動車税、	固定資産税・都市計画税、軽自動車税、	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年・内閣府/総務省/令第7号)第20条 第5号	省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年・内閣府/総務省/令第7号)第20条 第6号	事後	
令和6年5月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第1 16の項	番号法第9条第1項 別表第1 16の項	事後	
令和6年5月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年・内閣府/総務省/令第7号)第20条 第6号	省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	
令和6年5月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、収納システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、滞納整理システム、THINK TAX(滞納整理システム)	MICJET MISALIO(宛名システム、収納システム、個人住民税システム)、THINK TAX(滞納整理システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、申告支援システム	事後	